

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成28年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成28年11月18日

大阪府教育委員会

#### ○事件議決案

- 1 損害賠償の額の決定の件
- 2 大阪府立淀川工科高等学校における給湯器取替え工事に係る損害賠償請求に関する和解の件

#### ○条例案

- 1 大阪府立学校条例一部改正の件
- 2 職員の旅費に関する条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

- 2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 知事から意見聴取があった議案一覧

### ○事件議決案

番号	件名	概要	備考
1	損害賠償の額の決定の件	大阪府立布施高等学校において発生した負傷事故に関し、全国健康保険協会が負担した医療費に関する損害賠償の額を確定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるもの。	【9月16日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】
2	大阪府立淀川工科高等学校における給湯器取替え工事に係る損害賠償請求に関する和解の件	大阪府立淀川工科高等学校における給湯器取替え工事に係る損害賠償請求に関し、民法第695条の規定により和解するため議決を求めるもの。	

### ○条例案

番号	件名	概要	備考
1	大阪府立学校条例一部改正の件	大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立西淀川高等学校を閉校する。 施行日：規則で定める日	【9月16日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】
2	職員の旅費に関する条例一部改正の件	職員が災害応急対策等のために出張した場合、災害対策旅費として1日につき3,970円を支給することとする。 施行日：公布の日	—

## 職員の旅費に関する条例の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

### ■改正の理由

- ・ 平成23年東北地方太平洋沖地震、平成28年熊本地震及び平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震により、府として職員派遣等の人的支援を行っている。
- ・ 平成23年東北地方太平洋沖地震及び平成28年熊本地震の際は特例条例を制定し同様の旅費を支給したが、今後も同様の災害に係る災害応急対策等のため、職員が出張することが想定されることから、職員の旅費に関する条例を改正する。

### ■改正の内容

- (1) 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一項第一号に定める災害をいう。）が発生した場合において、職員が災害応急対策等のため任命権者が知事と協議して定める地域に出張したときに、災害対策旅費として1日につき3,970円（災害派遣手当と同額）を支給する。（第6条、第20条）
- (2) 被災地域に係る地方公共団体から、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第19条に規定する災害派遣手当を支給される職員には支給しない。（第20条）
- (3) 同一地域内（同一市町村内）における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、①一定距離以上の旅行の場合、②やむを得ない事情により多額の鉄道賃等を必要とする場合で実費額が1,100円を超える場合には支給する。（第23条）
- (4) 条の追加に伴う条ずれ是正を行う。（目次、第3条等）

### ■施行期日

- ・ 公布の日（平成28年10月21日から適用）  
（理由）職員が平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震に係る災害応急対策等のための出張から適用するため

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・ 各任命権者及び人事委員会と協議済
- ・ 財政課と調整済み

大阪府条例第 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 国内旅行の旅費(第十三条―第二十五条)</p> <p>第三章 外国旅行の旅費(第二十六条―第四十条)</p> <p>第四章 雑則(第四十三条―第四十五条)</p> <p>附則</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十四条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員</p> <p>3―7 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。</p> <p>2―13 (略)</p> <p>14 災害対策旅費は、災害(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する災害をいう。)が発生した場合において、職員が災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務のため任命権者が知事と協議して定める地域(以下「被災地域」という。)に出張したとき(被災地域に滞在する場合に限る。)に、定額により支給する。</p> <p>(外国旅行手当)</p> <p>第七条 外国旅行のうち第三十八条に規定する旅行については、前条の旅費に代えて、外国旅行手当を旅費として支給する。</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>(災害対策旅費)</p> <p>第二十条 災害対策旅費の額は、一日につき三千九百七十円とする。</p> <p>2 災害対策旅費は、被災地域に係る地方公共団体から災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第十九条に規定する災害派遣手当を支給される職員には、支給しな</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 国内旅行の旅費(第十三条―第二十三条)</p> <p>第三章 外国旅行の旅費(第二十四条―第四十条)</p> <p>第四章 雑則(第四十一条―第四十三条)</p> <p>附則</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十二条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員</p> <p>3―7 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費及び死亡手当とする。</p> <p>2―13 (略)</p> <p>(外国旅行手当)</p> <p>第七条 外国旅行のうち第三十六条に規定する旅行については、前条の旅費に代えて、外国旅行手当を旅費として支給する。</p> <p>第十九条 (略)</p>

い。

第二十一条・第二十二条 (略)

(災害対策旅費が支給される場合の同一地域内の旅行の旅費)

第二十三条 被災地域内の第十条第一項に規定する同一地域内における旅行については、第六条第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める額の旅費を支給する。

一 同一地域において、鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合 第十三条、第十四条又は第十六条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が千円を超える場合 その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2| 前項第一号に該当する場合の鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもってそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、同号の規定を適用する。

第二十四条―第三十条 (略)

(宿泊料)

第三十一条 (略)

2 第二十七条第三号の規定により寝台料金を支給する場合における旅行中宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。

3 (略)

第三十二条―第三十四条 (略)

(旅行雑費)

第三十五条 (略)

2 第三十条第三項の規定により日当を支給する場合には、旅行雑費は、支給しない。

第三十六条 (略)

(死亡手当)

第三十七条 (略)

1 職員が出張中に死亡した場合には、大阪府を当該職員の旧在勤地とみなして第二十五条第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

二 職員が赴任中に死亡した場合には、大阪府を当該職員の新在勤地とみなして第二十五条第一項第二号の規定に準じて計算した旅

第二十条・第二十一条 (略)

第二十二條―第二十八條 (略)

(宿泊料)

第二十九条 (略)

2 第二十五条第三号の規定により寝台料金を支給する場合における旅行中宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。

3 (略)

第三十條―第三十二條 (略)

(旅行雑費)

第三十三條 (略)

2 第二十八條第三項の規定により日当を支給する場合には、旅行雑費は、支給しない。

第三十四條 (略)

(死亡手当)

第三十五條 (略)

1 職員が出張中に死亡した場合には、大阪府を当該職員の旧在勤地とみなして第二十三条第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

二 職員が赴任中に死亡した場合には、大阪府を当該職員の新在勤地とみなして第二十三条第一項第二号の規定に準じて計算した旅

<p>3 費の額 (略)</p> <p>一 配偶者が第三十四条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>二 配偶者が第三十四条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>4 第二十五条第三項の規定は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受けずる遺族の順位について準用する。</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>(管内旅行の旅費)</p> <p>第三十九条 第二十一条第一項及び第二項本文の規定は、外国の管内における旅行の旅費について準用する。</p> <p>第四十条・第四十一条 (略)</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第四十二条 第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から大阪市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(赴任後宿泊料に相当する部分を除く。)並びに大阪市を居住地とみなして第二十五条第四項の規定に準じて計算した旅費とする。この場合において、同項中「及び車賃」とあるのは、「車賃及び食卓料」と読み替えるものとする。</p> <p>第四十三条 第四十五条 (略)</p> <p>別表第一 国内旅行の旅費(第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条関係) (略)</p> <p>別表第二 外国旅行の旅費(第三十条、第三十三条、第三十八条関係) (略)</p>	<p>3 費の額 (略)</p> <p>一 配偶者が第三十二条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>二 配偶者が第三十二条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>4 第二十三条第三項の規定は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受けずる遺族の順位について準用する。</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>(管内旅行の旅費)</p> <p>第三十七条 第二十条第一項及び第二項本文の規定は、外国の管内における旅行の旅費について準用する。</p> <p>第三十八条・第三十九条 (略)</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第四十条 第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から大阪市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(赴任後宿泊料に相当する部分を除く。)並びに大阪市を居住地とみなして第二十三条第四項の規定に準じて計算した旅費とする。この場合において、同項中「及び車賃」とあるのは、「車賃及び食卓料」と読み替えるものとする。</p> <p>第四十一条 第四十三条 (略)</p> <p>別表第一 国内旅行の旅費(第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条関係) (略)</p> <p>別表第二 外国旅行の旅費(第二十八条、第三十一条、第三十六条関係) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十八年十月二十一日から適用する。  
(平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策等のために出張する職員の旅費の特例に関する条例の廃止)
- 2 平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策等のために出張する職員の旅費の特例に関する条例(平成二十八年大阪府条例第七十二号)は、廃止する。